

鬼怒テクノ通り希少動植物モニタリング検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「鬼怒テクノ通り希少動植物種モニタリング検討会」(以下「検討会」という)と称する。

(目的)

第2条 鬼怒テクノ通り(主要地方道真岡上三川線～一般国道123号)における道路整備の工事实施にあたり、路線周辺に生息・生育する希少動植物に配慮した保全の検討を目的とする。

(所掌事務)

第3条 検討会は次の事項について検討・助言を行う。

1. モニタリング調査方針等の検討・助言
2. 希少動植物各種における保全対策等の検討・助言
3. 工事及び調査等の実施に関する検討・助言

(検討会の委員及び組織)

第4条 本会は、委員及び幹事をもって組織する。

1. 検討会委員

路線周辺に生息・生育する希少動植物種に詳しい学識経験者及び専門家

2. 検討会幹事

(1) 栃木県県土整備部道路整備課課長補佐(事業主管課)

(2) 栃木県真岡土木事務所次長(事業担当事務所)

(3) 栃木県宇都宮土木事務所次長(事業担当事務所)

3. 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4. 座長は、検討会を招集し、会議を総理する。

5. 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

6. 委員は、第3条に定める事項について審議するものとする。

7. 幹事は、円滑な審議が進むよう、事業内容説明及び調査資料の提出をする。

8. 幹事は、委員の指導、助言を得て講じた適切な措置について報告するものとする。

9. 幹事は、事故等のため出席できないときは、その職務を代理するものを会議に出席させることができる。

11. 検討会は、必要に応じ委員以外の出席を求めることができる。

12. 事務局は、検討会の運営、議事録作成をするものとする。

(会議の公開)

第5条 検討会は希少動植物の保護のため、非公開とする。

2. 検討会の議事要旨は、必要に応じて検討会が判断し公開するものとする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、真岡土木事務所及び宇都宮土木事務所に置くものとする。

付 則 この規約は、平成13年12月7日から施工する。

一部改正 平成15年11月14日